

卒園



娘が3月で幼稚園を卒業します。

私は、息子と娘の合計6年間、登園時の付き添いをしました。この6年を振り返ると、とても楽しく登園をすることができました。クイズやなぞなぞを出し合ったり、すれ違う車のナンバーをみて足し算の訓練をしたり、とにかく楽しかった記憶しかありません。

二人とも登園を嫌がってぐずるようなこともなく安定感も抜群でした。

小学校は友達と一緒に通学するそうですが、ある程度慣れるまでは付き添いが必要ですので、もう少しだけ頑張ろうと思います。

ダブルブッキング

先日、同じ時間帯に別々の裁判所で期日を入れてしまいました。

このようなときは、下手に取り繕うことをせずに、ひたすら低姿勢で、裁判所にごめんなさいをしながら期日変更の申入れをします。

変更後の裁判期日においても、謝罪を忘れてはいけません。

どんなに気をつけていても、3年に1度くらいは発生してしまうのが悩みどころです。。

不当解雇中に得た収入の扱い

訴訟で解雇が無効と判断された場合、雇用関係は有効に存在していたことになります。そこで、従業員が実際には働いていなくても、会社はその期間に支給を停止していた給与を支払わなければなりません。

もっとも、従業員が解雇期間中に他の会社に就職するなどして収入を得ていた場合には給与の金額に影響が出てきます。ただ、得ていた収入を全額差し引くことができるかというとそうではなく、最低でも平均賃金の6割を支払う必要があります。

たとえば、解雇された会社の給与が30万円だった場合、解雇中に別会社で毎月5万円の収入を得ていたら、解雇した会社は差額の25万円（30万円－5万円）ずつを払うことになります。これに対し、解雇中に別会社で20万円の収入を得ていた場合、解雇した会社は差額の10万円（30万円－20万円）を支払うだけでは足りず、18万円（30万円×0.6）ずつ支払いをしなければならないのです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設